

広島県告示第千八十九号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
医療法人みずの会水野内科病院	広島市中区紙屋町一丁目六番七号